

# 第10回 輸出入申告データを活用した共同研究 に関する有識者会議（持ち回り開催）

財務省

令和6（2024年）年3月28日

# 検討事項

1. 既採択研究における申出内容の変更について

# 既採択研究における申出内容の変更

## 変更の概要

第1期共同研究の神事教授および清水教授の両研究チームより、利用するデータ期間の追加について申出があったところ、ガイドラインの規定に則り、有識者会議での審査が必要となるため、ご意見を賜るものである。

## ※ガイドライン抜粋

### 第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合 3 利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更

代表者になっている申出者が研究計画の遂行のために、利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更を希望する場合、追加又は変更が必要な理由等を記載した記載事項変更依頼申出書により申出手続を行う。なお、財務省は、1(2)の規定に準じて、記載された理由等が研究計画と整合的であるか審査を行い、追加又は変更の諾否について決定する。

同

### 1 利用者の都合により変更が生じた場合の手続

#### (2) 有識者会議の審査を要する変更

財務省は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を第6の規定に準じて行い、その承諾・不承諾について第7の規定に準じて代表者になっている申出者に通知する。

### 第6 利用申出に対する審査・決定

#### 2 個票データ等利用申出の審査基準

- (1) 利用目的及び分析方法
- (2) 利用の必要性
- (3) 過去の実績等
- (4) 研究等の成果の公表
- (5) 申出書及び添付書類の記載事項の確認
- (6) 他のデータとの照合を行う必要性
- (7) その他必要な事項

### 第7 審査結果の通知

財務省は、代表者になっている申出者に対して、文書により個票データ等の利用の諾否について通知する。